

長時間労働を是正する取り組みの強化に向けた特別決議

メーデーと労働運動の歴史は、長時間労働の是正、働きがいのある人間らしい労働を追求する営みの歴史でもある。「8 時間の労働、8 時間の睡眠、8 時間の余暇」をめざした先人の取り組みによって、これまでに様々な政策・制度が積み上げられてきた。

一方で現実には、長時間労働のために命や健康を損なう労働者が残念ながら後を絶たない。働く者と家族のためにも、私たちはこのような状況をこれ以上許さない。

こうした中、労働基準法の制定から 70 年を経て、私たちが求め続けてきた「罰則付き時間外労働の上限規制」が法定化される見通しとなった。これは、労働時間に関する法令遵守意識の希薄さ、残業を前提とする企業経営のあり方など、長時間労働の温床となってきた社会の意識や行動を大きく転換させる意義を持っている。だからこそ、すべての労使が不断の努力を重ね、その実効をより一層高めていかなければならず、とりわけ、労働組合に組織された私たちこそが、それぞれの持ち場で、その社会的な役割を發揮していかなければならない。

以上を踏まえ、私たちは、次の取り組みを改めて強化していく。

- 一、長時間労働の撲滅とワーク・ライフ・バランスの実現、とりわけ「過労死ゼロ」に向けた職場における様々な活動
- 一、勤務間インターバル制度の普及に向けた協約締結の拡大
- 一、労働組合のない職場を含めた三六協定の適正な締結に関する啓発
- 一、長時間労働の原因の一つである企業間などの取引環境の適正化
- 一、運動を広げる基盤としての労働組合の組織化・組織拡大

本メーデーを機に、私たちは、すべての働く者の命と健康を守り、仕事と生活の両立を保障するため、働く者の力と行動で、職場と地域から労働時間と働き方に関する新たな常識と歴史をつくり、それを社会に広げていこう！

以上、決議する。

2017 年 4 月 29 日
第 88 回佐賀県中央メーデー